

労働保険は

事業主のみなさまへ

緑法人会の事務組合へ

労働保険の加入手続きはお済みですか？

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」の総称です



労働保険は、労働者が安心して安全に働けるための制度で、政府が管理、運営している強制保険です。原則として、労働者を1人でも雇ったら、加入手続きを取り、労働保険料を納めなければなりません。また、労働災害により負傷した場合などは、健康保険は使えません。

【労災保険】とは

労働者が業務上の事由、または通勤によって負傷された場合、被災労働者を保護する保険給付を行うものです。

【雇用保険】とは

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに再就職を促進するための必要な給付を行うものです。

労働保険料はいくら支払う？

1年間に労働者に支払う賃金が310万円(従業員1名、毎月20万円×12ヶ月+賞与70万円)の小売業を営んでいる場合。

労働保険料=賃金総額×(労災保険率+雇用保険率)
労災保険率3.0/1000(小売業)
雇用保険率13.5/1000(うち被保険者負担分は5/1,000)

3,100千円(賃金総額)×(3.0+13.5)/1000(労災保険率+雇用保険率)=51,150円(労働保険料)

※この場合の事業主負担分は、雇用保険の被保険者負担分(15,500円)を除いた額(35,650円)となります。(令和4年度の料率による試算)

労働保険事務組合のメリット！

- ①特別加入制度…従業員とともに働く事業主及び家族従業員も労災に加入できる
- ②労働保険料を金額にかかわらず年3回に分割納付できる
- ③わずかな費用で、事業主自身の事務処理負担が軽減されます

委託費用は、

緑法人会の労働保険事務委託手数料は、従業員の人数をもとに計算します

従業員数	委託手数料
従業員 …… 4人迄	月額 …… 2,000円
◇ 5人以上～15人迄	月額 …… 5,000円
◇ 16人以上～30人迄	月額 …… 8,000円
◇ ……31人以上の場合	はご相談ください。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります

雇うことは、加入すること

労働保険

未加入はご注意！

事業主が故意または重大な過失により労働保険の加入手続きをしていない期間中に労働災害が生じ、国が労災給付を行った場合には、事業主から保険料を遡って徴収するほかに労災給付に要した費用の全部または一部を徴収することになります

加入希望の方は、裏面に必要事項ご記入の上、FAX お願いします。

労働保険事務組合の加入についてのお問い合わせは緑法人会へ

電話045-971-5751

労働保険事務等委託書

法人番号

事業場名		常時使用労働者数	人
事業場の所在地		雇用保険被保険者数	人
委託事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 概算保険料、確定保険料その他労働保険料及び一般拠出金並びにこれに係る徴収金の申告・納付に関する事務 ● 雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出、被保険者の転入及び転出の届出その他雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務(個人番号関係事務を含む。) ● 保険関係成立届、労災保険又は雇用保険の任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務 ● 労災保険の特別加入の申請等に関する事務 ● その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務 		
委託事務処理開始年月日	(予定) 令和 年 月 日より		

上記のとおり貴組合に労働保険事務等の処理を委託します。
 ただし、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」(組様式第4号)は、貴組合が指定する期日までに当方において作成し、提出します。

(郵便番号 -)
 電話 () - ()
 番

令和 年 月 日 住所 _____

事業主の

_____ 公益社団法人緑法人会 _____ 殿 _____ 氏名 _____

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	上記の委託を承諾します。 (承諾できません。)	
						不承諾の理由	
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	不承諾の理由	
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号		
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号		

令和 年 月 日 名称 _____

(郵便番号 -)
 電話 () - ()
 番

労働保険の所在地 _____
 事務組合 _____

_____ 殿 _____ 代表者氏名 _____